

(令和7年4月1日～ 秋田県に申請する場合の手数料)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料一覧

※秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 一戸建ての住宅

	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
一戸建ての住宅の場合	6,000円	20,000円	29,000円	38,000円

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）・・・手数料条例の別表1

共同住宅等の床面積※ ⁴	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※ ¹	(3) 知事が認める方法と知事が認める計算方法を併用する場合※ ²	(4) 知事が認める計算方法による場合※ ³
300㎡未満の場合	11,000円	36,000円	55,000円	74,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	22,000円	62,000円	92,000円	123,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	48,000円	110,000円	159,000円	208,000円
5,000㎡以上の場合	85,000円	166,000円	231,000円	298,000円

※1 誘導仕様基準で評価する場合

※2 誘導仕様基準と計算を併用して評価する場合

※3 計算で評価する場合

※4 共用部分を計算しない評価方法の場合は、共用部分の床面積を除きます。

3. 工場等・・・手数料条例の別表 2

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※5	(3) (1) 又は (2) 以外の場合
300㎡未満の場合	11,000円	22,000円	26,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	18,000円	30,000円	34,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	29,000円	41,000円	47,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	85,000円	102,000円	109,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	135,000円	153,000円	160,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	170,000円	189,000円	198,000円
25,000㎡以上の場合	212,000円	234,000円	244,000円

4. 工場等以外の非住宅建築物・・・手数料条例の別表 3

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法による場合※5	(3) (1) 又は (2) 以外の場合
300㎡未満の場合	11,000円	93,000円	241,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	18,000円	118,000円	302,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	29,000円	155,000円	389,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	85,000円	250,000円	554,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	135,000円	326,000円	682,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	170,000円	392,000円	806,000円
25,000㎡以上の場合	212,000円	459,000円	920,000円

※5 モデル建物法で評価する場合

5. その他

- ・計画の変更認定手数料は、上表の2分の1の額です。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の手数料は、住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表1で定める額と非住宅部分の床面積区分に応じて手数料条例別表2又は手数料条例別表3で定める額を合算した額です。
- ・建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「4. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。
- ・複数の建築物の認定手数料の額は、建築物（棟）ごとに算出した手数料の額を合算した額です。